

## 介護職員等特定処遇改善加算に基づく見える化要件について

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも数度の取り組みが行われており、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬においては「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。この加算を算定するには、以下の要件を満たす必要があります。

### ～介護職員等特定処遇改善加算算定要件とは～

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定している
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みについて「見える化」を行っていること

### ～見える化要件とは～

- ・ 介護サービス情報公表制度や事業所のホームページ等を活用して、特定加算の取り組み状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を記載し、外部から見える形で公表すること

以上の要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に公表致します。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講の支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	初任者研修、介護福祉士等の資格取得に対し、金銭の助成や、受講日、試験日等を勤務日として調整する等の支援を実施することにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	見守り機能付き電動ベッドを導入し、介護職員の腰痛対策を含む負担軽減に努めている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	定期的にミーティングを開き情報共有の円滑化に努めている。
その他	非正規職員から正規職員への転換	希望を聞き、評価した上で正規職員への転換を奨励している
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、介護職員の業務を分散させ負担を軽減している。